

第1条（総合口座取引）

- 次の各取引は、お江戸日本橋支店総合口座として利用すること(以下「この取引」といいます。)ができます。
 - 普通預金
 - 自由金利型定期預金(M型)、自由金利型定期預金、変動金利定期預金および据置型定期預金(以下これらを「定期預金」といいます。)
 - 第2号の定期預金を担保とする当座貸越
- 普通預金については、単独で利用することができます。
- 第1項第1号から第2号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

第2条（取扱店の範囲）

- 普通預金は、お江戸日本橋支店キャッシュカード(以下、「カード」といいます。)および現金自動預入払出兼用機(現金自動預金機、現金自動支払機を含む。以下「ATM」といいます。)等により、当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。)ができます。また、東日本ダイレクトバンキングサービスにより、取引内容の照会ができます。
- 自由金利型定期預金(M型)、変動金利定期預金および据置型定期預金の預入れは10万円以上(ただし、中間利息定期預金の預入れの場合を除きます。)、自由金利型定期預金の預入れは当行所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は本店のみで取扱います。

第3条（定期預金の自動継続）

- 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、据置型定期預金は、定期預金、担保明細欄記載の最長預入期限に据置型定期預金に自動的に継続します。
- 継続された預金についても前項と同様とします。
- 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)の前日までに当行所定の手続きを行ってください。ただし、据置型定期預金については、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)の前日までに当行所定の手続きを行ってください。

第4条（預金の払戻し等）

- 普通預金の払戻しをするときは、カードによりATMで行ってください。
- 定期預金の解約をするときは、東日本ダイレクトバンキングサービスにより、所定の手続きを行ってください。
- 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。
- 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻しことができる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

第5条（預金利息の支払い）

- 普通預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日、普通預金に組入れます。
- 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

第6条（当座貸越）

- 普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。
- 前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」といいます。)は、この取引の定期預金の合計額の90%(1,000円未満は切捨てます。)または200万円のうちいずれか少ない金額とします。
- 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

第7条（貸越金の担保）

- この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い貸越金の担保とします。この取引の定期預金には、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- この取引に定期預金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金为数口ある場合には、預入日(継続をしたときはその継続日)の早い順に担保とします。
- 貸越金の担保となっている定期預金について解約または(仮)差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
- 前号の場合、貸越金为新極度額を超えることとなるときは、直ちに新極度額を超える金額を支払ってください。この支払いがあるまで前号の(仮)差押にかかる担保権は引続き存続するものとします。

第8条（貸越金利息等）

- 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落または貸越元金に

組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

(1) 自由金利型定期預金(M型)を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金(M型)ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

(2) 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合

その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

(3) 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合

その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率

(4) 据置型定期預金を貸越金の担保とする場合

その据置型定期預金ごとにその「5年」の利率に年0.5%を加えた利率

2. 前号の組入れにより極度額を超える場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額を超える金額を支払ってください。

3. この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高も零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

4. 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。

5. 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14% (年365日の日割計算)とします。

第9条 (即時支払)

1. 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元金等があるときは、当行からの請求がなくとも、それらを支払ってください。

(1) 支払いの停止または破産、民事再生の申立があったとき

(2) 相続の開始があったとき

(3) 第8条第1項第2号により極度額を超えたまま6か月を経過したとき

(4) 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき

2. 次の各場合に貸越元金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。

(1) 当行に対する債務の一でも返済が遅れているとき

(2) その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第10条 (貸越取引の解約等)

前条各項の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止し貸越取引を解約できるものとします。

第11条 (差引計算等)

1. この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができるものとします。

(1) この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元金等の弁済にあてることもできるものとします。

(2) 前号により、なお、残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。

2. 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

以上